

尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

令和8年 6月 1日

一宮市長 中野 正康

記

1 土地区画整理事業の名称

尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称

一宮市

3 施 行 地 区

一宮市丹陽町外崎字江東及び字郷西の各全部

字久古、字江西、字宮前、字郷前、字戌居、字遠場、字下川田、字郷、
字郷裏、字郷東及び字上川田の各一部

一宮市丹陽町三ツ井字西平の一部

4 事 業 施 行 期 間

平成31年3月25日から令和21年3月31日

5 事 務 所 の 所 在 地

一宮市本町2丁目5番6号

6 事業計画の決定の年月日

平成31年3月25日

7 事業計画の変更の年月日

令和8年 6月 1日